

栃木県最低賃金

必ずチェック 最低賃金！

10月1日から栃木県最低賃金が時間額913円になりました。県内の事業所で働くすべての労働者（臨時・パート・アルバイト等も含む）とその使用者に適用されます。

■問い合わせ先

栃木労働局賃金室
☎028(634)9109

事業主の方へ

～1人でも雇ったら労働保険に加入～

労働保険とは

労働保険は、労働者の福祉の向上を目的とした制度で、負傷、疾病を被った場合に補償を行う労災保険と、失業した場合などに生活の安定を図る雇用保険により構成されています。

この制度は昭和50年に全業種へ全面適用となったため、労働者（パート・アルバイトを含む）を雇用しているすべての事業主に対して、原則、労働保険への加入が義務化されました。

未手続事業一掃強化期間

全面適用となってから50年近くが経過していますが、未加入の事業者が相当数います。

厚生労働省は、11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」として、事業主への訪問指導などにより、加入の促進や職権による成立を進めます。

■問い合わせ先

栃木労働局労働保険徴取室
☎028(634)9113

募 集

令和5・6年度 入札参加資格申請等の受付

令和5・6年度に下野市が行う競争入札（役務、物品）に参加しようとする方や、市が発注する小規模で内容が軽易な契約（小規模契約）を希望する方は、次の事項を確認のうえ、それぞれ必要書類を提出してください。

登録された事業者を選定の対象としますが、指名や契約を約束するものではありません。

入札参加資格申請（役務、物品）

■受付業種 ①役務 ②物品

■申請方法 郵送（市内業者は窓口提出も可）

※封筒に「入札参加資格申請書在中」と明記してください。

■申請期間 12月5日(月)～23日(金)

小規模契約希望者登録申請

「下野市入札参加資格者名簿」に登載されている方は申請できません。

■小規模契約の範囲

- ①契約金額130万円以下の建設工事・修繕
- ②契約金額50万円以下の業務委託、役務の提供など
- ③契約金額80万円以下の建設資材、物品の納入

■受付業種 記載要領を参照してください。

■申請方法 窓口に提出

■申請期間 令和5年1月10日(火)～27日(金)

共通事項

■資格要件・提出書類

記載要領を参照してください。記載要領や様式などは、市ホームページからダウンロードできます。

🌐<https://www.city.shimotsuke.lg.jp/0400/genre2-7-001.html>

■有効期間 令和5年4月1日～令和7年3月31日（2年間）

■提出・問い合わせ先

契約検査課 ☎(32)8890 〒329-0492 笹原26
（平日の午前9時～正午、午後1時～午後4時）

業務改善助成金
(通常コース・特例コース)

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金の引き上げを支援するものです。

通常コースでは、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

現在は上記に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、対象経費の範囲を拡大した特例コースも設けています。

詳細は、厚生労働省のホームページでご確認ください。

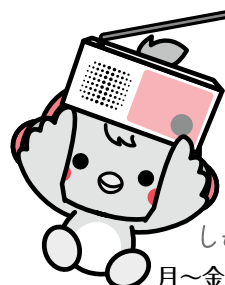


■申請期限

令和5年1月31日(火)

■問い合わせ先

業務改善助成金コールセンター
☎0120(366)440
栃木働き方改革推進支援センター
☎0800(800)8100



FM ゆうがお

87.9MHz

しもつけピタッラジオ

月～金曜日 正午から放送中!